

# 生徒心得

佐賀県立鳥栖工業高等学校 定時制課程

## 1 服装・頭髪等について

- (1) 服装については、学習の場にふさわしい服装（仕事や遊びと区別した服）とし、色についても華美（派手）にならないようにする。
- (2) 特異な髪型は禁止する。
- (3) 染色、脱色、パーマ、そり込み、マユの加工は禁止する。
- (4) 化粧、アイライン、アイシャドウ、つけまつげ等は禁止する。
- (5) アクセサリー（指輪、ネックレス、ピアス、イヤリング等）は禁止する。
- (6) 上履きは学校指定のスリッパを着用する。

## 2 通学について

通学は、徒歩、公共交通機関、自転車、家族による送迎を基本とする。

自転車による通学を希望する場合は、学校へ申請を行い、車両検査を受けること。バイクや自動車による通学については、特別な事情が発生したときに、学校へ相談すること。

|         |
|---------|
| 注 意 事 項 |
|---------|

- ・安全運転をこころがけ、道路交通法を守って通学すること。
- ・校内では徐行運転を行い、指定場所に駐輪・駐車すること。

## 3 その他

- (1) 法令や条例等で禁じられている遊技場及び興業等への入場は禁止する。
- (2) 保護者同伴ではない場合は、高校生入場許可看板のあるカラオケスタジオに限る。